

平成 2 6 年

上尾市教育委員会 8 月定例会 議案

議 案 名

議案第 39 号	上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する 規則の制定について -----	1
議案第 40 号	上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する 規則の制定について -----	5
議案第 41 号	平成 25 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定 に係る意見の申出について -----	8
議案第 42 号	平成 26 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見 の申出について -----	9

議案第 39 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 8 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 11 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者同行休業の承認申請）

第 17 条の 12 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年埼玉県条例第 37 号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第 2 条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の 1 月前までに、配偶者同行休業条例第 6 条第 1 項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の 1 月前までに、配偶者同行休業承認申請書（第 7 号様式の 15）を教育委員会に提出しなければならない。

（配偶者同行休業状況報告書）

第 17 条の 13 職員は、配偶者同行休業条例第 8 条第 1 項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書（第 7 号様式の 16）を教育委員会に提出しなければならない。

第 7 号様式の 14 の次に次の 2 様式を加える。

第7号様式の15（第17条の12関係）

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		学校名 職 名 氏 名 ⑨
次のとおり配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。		
1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所（居所）	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備考	

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。
 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 4 該当する口にはレ印を記入すること。

第7号様式の16（第17条の13関係）

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

Ⓔ

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第4条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名及び職業に変更があった。

（変更後の氏名： _____）

（変更後の職業： _____）

- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。

変更後の滞在事由： 外国での勤務
 事業の経営その他の個人の業としての活動
 大学等での修学

変更後の所属先名称：

変更後の所属先所在地：

- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。
（変更後の期間： _____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日）

- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。
（変更後の住所又は居所： _____）

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

（注）該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

埼玉県において、県費学校職員に適用される職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号）が施行されたことに伴い、承認申請等に関する規定を整備し、様式を追加したいので、この案を提案する。

議案第40号

上尾市社会教育委員会議運営規則の制定について
上尾市社会教育委員会議運営規則を次のように定める。

平成26年8月21日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市社会教育委員会議運営規則

上尾市社会教育委員会議運営規則（昭和35年上尾市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市社会教育委員に関する条例（昭和49年上尾市条例第36号）第5条の規定に基づき、上尾市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第2条 会議に、議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市社会教育委員に関する条例の一部改正に伴い、規則の趣旨を定め、会議の適正な運営を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

【 白紙 】

議案第 4 1 号

平成 2 5 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について

平成 2 5 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について、下記のとおり、市長に意見を申し出る。

平成 2 6 年 8 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

1 歳入決算額（教育関係）

○ 収入済額 7 3 1 , 4 1 1 , 2 5 9 円

2 歳出決算額（教育費）

○ 予 算 額 7 , 5 0 6 , 2 0 7 , 0 0 0 円

○ 支出済額 6 , 6 5 1 , 8 8 8 , 7 8 4 円

○ 翌年度繰越額

繰越額 5 8 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円

繰越明許額 3 , 3 5 4 , 0 0 0 円

○ 不 用 額 2 6 5 , 9 6 4 , 2 1 6 円

※各費目の歳出決算額については、歳出決算事項別明細書のとおり。

提案理由

平成 2 5 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に対して意見の申出をしたいので、この案を提出する。

議案第42号

平成26年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、平成26年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

平成26年8月21日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 歳出（教育費）

(1) 目的別予算額

款	項	補正額	補正前 予算額	補正後予算額
9 教育費	1 教育総務費	933 千円	861,775 千円	862,708 千円
	2 小学校費	0 千円	841,915 千円	841,915 千円
	3 中学校費	0 千円	744,576 千円	744,576 千円
	4 幼稚園費	0 千円	43,753 千円	43,753 千円
	5 社会教育費	9,494 千円	743,982 千円	753,476 千円
	6 保健体育費	0 千円	1,360,711 千円	1,360,711 千円
	合計		10,427 千円	4,596,712 千円

(2) 所属別事業別歳出補正額

●生涯学習課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
1	公民館管理運営事業	<u>9,494</u>	<u>93,658</u>	<u>103,152</u>
	1 報酬	0	18,900	<u>18,900</u>
	9 旅費	0	455	<u>455</u>
	11 需用費	0	30,437	<u>30,437</u>
	12 役務費	0	1,904	<u>1,904</u>
	13 委託料	0	33,865	<u>33,865</u>
	14 使用料及び賃借料	0	2,450	<u>2,450</u>
	15 工事請負費	<u>9,494</u>	5,033	<u>14,527</u>
	18 備品購入費	0	400	<u>400</u>
	19 負担金、補助及び交付金	0	214	<u>214</u>

●指導課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
2	いじめ根絶対策事業（防止事業）	<u>933</u>	<u>6,476</u>	<u>7,409</u>
	1 報酬	<u>933</u>	0	<u>933</u>
	11 需用費	0	6,371	<u>6,371</u>
	13 委託料	0	105	<u>105</u>

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳入歳出予算の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。